



多様な状況の学生に対する 合理的配慮の状況について ～本学における具体的事例を中心に～

2023.1.19 Thu. 16:30 – 18:00
@文学2号館5階 L2-51教室



講師 宇野 里砂 先生
(教育学科/学生サポート室専門委員)

合理的配慮に正解はない

冒頭では、2024年に施行される改正障害者差別解消法に基づき、大学における合理的配慮の提供が努力義務から法的義務へと変更される点など、合意的配慮の留意事項が丁寧に説明された。また、本学における相談学生の傾向などから、今後必要となる合理的配慮の基本的事項および配慮内容の決定までの手順等について意見交換が行われた。

学生との建設的対話の重要性

合理的配慮の内容決定には、配慮を申し出る学生と教員との建設的対話が最も重要であることが繰り返し確認された。一方で、参加者からは教育の本質を揺るがさず合理的配慮を行うことの難しさについても意見が述べられ、シラバスの記載方法等、大学全体として取り組むべき課題も山積している。よって、全教員が「自分事」として合理的配慮について考える機会が必要であり、全学的な研修会の実施等を求める声も寄せられた。